

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子ども・子育て支援法による保育関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、子ども・子育て支援法による保育関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

阿波市長

公表日

令和8年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による保育関連事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1. 保育所・認定こども園の利用手続き(利用調整及び利用決定、支給認定事務等)に関する事務 2. 保育所・認定こども園の保育料を決定及び賦課、徴収に関する事務 3. 保育料未納者に対する督促及び滞納整理に関する事務 4. 保育所・認定こども園運営費の報告資料の作成に関する事務 5. 施設型給付費支給事務 子ども・子育て支援法による保育関連事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入、徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス及びマイナポータルぴったりサービスでの受領により取得する。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、徳島県・市町村共同電子申請・届出システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援情報ファイル、収納・滞納管理ファイル、児童台帳ファイル、宛名台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 なし 【情報照会】 155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 総務課 TEL:0883-36-8700 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーを取得する際は、マイナンバーカード等で職員が直接確認を行っている。また、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手は、対象者からの申請に基づき、事務に必要な情報入手することがないようあらかじめ定められた申請様式において申請を受け付けているため、必要な情報のみ提供を受けている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1-1-② 事務の概要	子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを副ぎの事務に利用する。 1. 保育所・認定こども園の利用手続き（利用調整及び利用決定、支給認定事務等）に関する事務 2. 保育所・認定こども園の保育料を決定及び賦課、徴収に関する事務 3. 保育料未納者に対する督促及び滞納整理に関する事務 4. 保育所・認定こども園運営費の報告資料の作成に関する事務 5. 施設型給付費支給事務	子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1. 保育所・認定こども園の利用手続き（利用調整及び利用決定、支給認定事務等）に関する事務 2. 保育所・認定こども園の保育料を決定及び賦課、徴収に関する事務 3. 保育料未納者に対する督促及び滞納整理に関する事務 4. 保育所・認定こども園運営費の報告資料の作成に関する事務 5. 施設型給付費支給事務 子ども・子育て支援法による保育関連事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。	事前	
	I-1-1-③ システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、徳島県・市町村共同電子申請・届出システム	事前	
	I-2 特定個人情報ファイル名	収納・滞納管理ファイル、児童台帳ファイル 宛名台帳ファイル	子ども・子育て支援情報ファイル、 収納・滞納管理ファイル、児童台帳ファイル、 宛名台帳ファイル	事前	
	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第一 第94の項	番号法第9条第1項、同法別表第1 第8の項及び第94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び第68条	事前	
	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 ・別表第二 第116の項	番号法第19条第7号及び別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 なし 【別表第2における情報照会の根拠】 別表第2の13及び116の項	事前	
	I-5-② 所属長	子育て支援課長 妹尾 浩子	子育て支援課長 大森 章司	事後	
	I-5-② 所属長	子育て支援課長 大森 章司	子育て支援課長 小松 隆	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	（略） 子ども・子育て支援法による保育関連事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。	（略） 子ども・子育て支援法による保育関連事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入、徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス及びマイナポータルびつたりサービスでの受領により取得する。	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、 徳島県・市町村共同電子申請・届出システム	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、 徳島県・市町村共同電子申請・届出システム、 サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 なし 【別表第2における情報照会の根拠】 別表第2の13及び116の項	番号法第19条第8号及び別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 なし 【別表第2における情報照会の根拠】 別表第2の13及び116の項	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 小松 隆	課長	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL: 0883-36-8700	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL: 0883-36-8700 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL: 0883-36-6813	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1 第8の項及び第94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び第68条	番号法第9条第1項別表9、127の項	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 なし 【別表第2における情報照会の根拠】 別表第2の13及び116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 なし 【情報照会】 155の項	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報 情報の入手～7. 特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 10. 従業者 に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年4月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL:0883-36-8700 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 総務課 TEL:0883-36-8700 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813	事後	